

(別添1)

「スマート防災ネットワークの構築」に係る研究開発成果の
社会実装に関する調査研究

選考要領

1. 選考方法

選考は、防災科研が設置する公募選考委員会が、応募された提案書類の選考（必要に応じてヒアリングを実施）を行う。

選考は、外部からの影響を排除し、応募された提案書に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から、非公開で行う。

選考期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合がある。

2. 評価基準

評価基準（別紙1）に基づき選考を行う。

3. 提案の採択・実施者の決定

公募選考委員会による選考結果に基づき、実施機関を決定する。

4. 選考結果通知

選考結果は、全ての応募者に対し通知する。

採択の過程で、実施内容及び体制の一部変更、提案額の見直し等、応募内容修正等の条件を付す場合がある。

5. 守秘義務

選考は非公開で行い、選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵守する。

評 価 基 準

1. 実施内容の妥当性

- (1) 調査研究の内容について、本公募の目的・目標を踏まえ、具体的で妥当な提案がなされているか。
- (2) 研究開発成果の実用可能性の調査研究について、幅広い市場への展開につながる調査イベントの開催に関する具体的かつ効果的な提案があること。
- (3) 解決すべき課題とその解決方法の調査研究について、課題の抽出や解決方法について、実現可能性が高い具体的な提案があること。
- (4) SIP 防災技術利活用検討会（以下「利活用検討会」という。）の運営支援の実施について、(2)及び(3)と連動した具体的な提案があること。

2. 実施計画の妥当性

- (1) スケジュールの設定が適当であるか。
- (2) 経費の設定が適当であるか。

3. 実施体制の妥当性

- (1) 本調査研究の趣旨を踏まえ、本調査研究の遂行及び達成に必要となる組織、人員等を有しているか
- (2) 本調査研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有しているか。
- (3) 過去に類似の調査研究を実施した経験を含め、本調査研究を遂行するために必要な技術的能力を有しているか

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- (1) 以下のいずれかのワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を受けているか。
 - ✓ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)又は一般事業主行動計画の策定
 - ✓ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定)
 - ✓ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
- ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。